

授業科目名	基礎民法Ⅳ Basic Civil Law IV
授業科目群	法律基本科目
標準学年	1年次
必修・選択の区別	必修
開講学期	前期
開講曜日・時限	月曜日・2時限
単位数	2単位
担当教員名	小池 泰 (Koike Yasushi)
授業の目的	債権各論に関する基礎知識を修得すること。
履修条件	特になし。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	債権各論に関する基礎的な事項につき、授業計画に従って講義する。
	It will be told on the parts of contract, illegal benefits and torts in Civil Code in Socratic method, also considered the most important cases and practice.
授業計画	第1回 債権各論の概要 債権法改正について 第2回 売買①(含・契約総論①) 第3回 売買②(含・契約総論②) 第4回 請負(含・契約総論③) 小テスト① 第5回 賃貸借① 第6回 賃貸借② 第7回 小テスト②(中間試験) 第8回 小テスト②の解説 第9回 不法行為① 第10回 不法行為② 第11回 不法行為③・不当利得① 第12回 不当利得② 第13回 不当利得③・事務管理 小テスト③ 第14回 その他の典型契約① 第15回 その他の典型契約②
授業の進め方	教科書に即して基本知識・基本判例を確認するとともに、簡単な事例を用いて質疑応答を行う。
教科書及び参考図書等	潮見佳男『債権各論Ⅰ』・『債権各論Ⅱ』(新世社)。いずれも改正法に対応した第3版を用いる。
試験・成績評価等	12回以上出席した者について、講義における発言等(10%)・小テスト(30%)及び定期試験(60%)によって得られた成績を基礎に、水準に達していると判断した者について相対評価を行う。
事前学習	※教科書を一読しておくこと。その際、改正法の概略について、法務省HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html の「主な改正事項」(スライド)または潮見佳男『民法(債権関係)改正の概要』(きんざい)の債権各論の部分にも目を通しておくこと。
課題レポート等	予定していない。

オフィスアワー	月12:00～13:00、火18:10～18:40 事前にアポイントをとること。
その他	